

○鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱

(平成21年3月31日告示第485号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、鹿児島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 測量・建設コンサルタント等業務 次に掲げる業務をいう。

ア 測量 土地の測量（地図の調整及び測量用写真撮影を含む。）の業務

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務

ウ 土木関係建設コンサルタント業務 土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務

エ 地質調査業務 イ及びウに掲げる業務に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務

オ 補償関係コンサルタント業務 公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(4) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(5) 営業所等 営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。

(6) 役員等 次に掲げる者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）をいう。

ア 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

(入札参加資格等)

第3条 入札参加資格は、資格審査の申請をした者で次の各号のいずれにも該当するものに対し、前条第1号に掲げる業務の種類（以下「業種区分」という。）ごとに認めるものとする。

- (1) 営業に関し法律上必要な資格を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (4) 資格審査を申請する業種区分について知事が別に定める日から直前2年間に業務の実績を有する者であること。
 - (5) 共同企業体が資格審査を申請する場合においては、当該共同企業体の構成員の全員が前各号のいずれにも該当する者であること。
 - (6) 中小企業庁が証明した官公需適格組合でない事業協同組合、企業組合若しくは協業組合（以下「事業協同組合等」という。）の組合員である者又は共同企業体の構成員である者が資格審査を申請する場合においては、資格審査を申請した業種区分が、当該事業協同組合等又は当該共同企業体が申請した資格審査に係る業種区分と同一でないこと。
 - (7) 次のいずれにも該当しない事業主であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの
- 2 知事は、前項第3号に掲げる者に該当するかどうかの審査をするため、警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、資格審査の申請をした者に対し、資格審査の結果を文書で通知する。

（定期の資格審査の実施）

- 第4条 定期の資格審査は、平成21年度及びその後2年ごとに到来する年度（以下「審査年度」という。）に行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格を認められていない者で新規に資格審査を申請したもの又は入札参加資格を認められている者で当該入札参加資格を認められている業種区分以外の業種区分について新規に資格審査を申請したものについては、審査年度の翌年度であ

っても資格審査を行う。

(随時の資格審査の実施)

第5条 資格審査は、次の各号のいずれかに該当するときは随時に行う。ただし、第2号に該当するときにあっては、知事が特に必要があると認める場合に限り行う。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定役務に係る契約が見込まれるとき。
- (2) 特殊な業務の発注を行う場合であって、現に入札参加資格を有する者では入札の執行に当たって適正な競争を確保することができないとき。
- (3) 現に入札参加資格を有する者を当事者として若しくは現に入札参加資格を有する者と有しない者を当事者として合併をした者、現に入札参加資格を有する者から全部若しくは一部の事業を譲り受けた者又は現に入札参加資格を有する者の分割により事業を承継した者のうち現に入札参加資格を有しない者が、資格審査を申請したとき。ただし、事業の譲渡にあっては当該譲渡した有資格者の当該事業部門の事業活動を廃止し、又は休止した場合に限り、分割にあっては当該分割を行った有資格者の当該事業部門の事業活動を廃止し、又は休止した場合に限る。
- (4) 構成員の一部に異動を生じた共同企業体が、資格審査を申請したとき。

(資格審査の申請方法)

第6条 資格審査を申請する者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 測量等実績調書
- (2) 入札参加資格審査申請入力票
- (3) 消費税及び鹿児島県税について未納の税額がないことの証明書
- (4) 労災保険料納入証明書
- (5) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書
- (6) 誓約書（別記様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(資格審査の申請期間)

第7条 定期の資格審査及び第5条第1号に該当する場合の資格審査の申請期間は、事前に鹿児島県公報への登載、県の掲示板への掲示その他の方法により公告する。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 審査年度における定期の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、当該審査年度の翌年度の4月1日から起算して2年間とする。

- 2 審査年度の翌年度の定期の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、当該資格審査が行われた年度の翌年度の4月1日から起算して1年間とする。
- 3 随時の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日（以下この項において「認定日」という。）が審査年度に属する場合

にあつては認定日から当該認定日の属する審査年度の3月31日までとし、それ以外の場合にあつては認定日からその日後に最初に到来する審査年度の3月31日までとする。

(届出)

第9条 資格審査の申請をしている者又は入札参加資格を認められている者は、知事が別に定める事由が生じた場合においては、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 資格審査の申請をしている者又は入札参加資格を認められている者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散したときは、破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (5) 廃業したときは、本人又は役員

(資格の取消し)

第10条 入札参加資格を認められた者が、第6条に規定する申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実の記載をしなかつたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことがある。

附 則 (平成21年3月31日告示第485号)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に入札参加資格を認められている者は、第3条第1項の規定により入札参加資格を認められた者とみなし、その有効期間は、第8条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月16日告示第332号)

- 1 この要綱は、平成24年3月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱第6条の規定により提出されている書類は、改正後の鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱第6条の規定により提出された書類とみなし、同要綱第3条第2項の規定を適用する。
- 3 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱(平成21年鹿児島県告示第486号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

附 則 (平成26年4月30日告示第535号)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

附 則

- 1 この要綱は，令和元年9月13日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱第3条第1項第7号の規定は，この要綱の施行の日以後の申請に対する資格審査について適用し，同日前の申請に対する資格審査については，なお従前の例による。